「世界発信コンペティション」

募集要項

平成29年3月

1 趣旨

今後、「スポーツ・健康」「バリアフリー」「環境」「観光・おもてなし」をはじめとする 幅広い分野で中長期的に様々なビジネスチャンスが見込まれています。

「世界発信コンペティション」は、中小企業の製品・技術、サービスの開発を促進するため、「製品・技術(ベンチャー技術)部門」「サービス部門」の2つの分野に分けてコンペティションを実施し、革新的で将来性のある製品・技術、サービスに対し、開発・販売等奨励金を交付します。

2 部門

次の2部門において特に優秀と認められるものを表彰します。

(1) 製品・技術 (ベンチャー技術) 部門 (2) サービス部門

3 募集内容

次の条件を満たす製品・技術、サービスとします。ただし、同一の製品・技術、サービスを両 部門に応募することはできません。

(1) 革新的で将来性のある製品・技術、サービス

分野例:「スポーツ・健康」(医療会話サポートアプリによるサービスなど)

「バリアフリー」(QOL向上のための介護機材開発サービスなど)

「環境」(産業排水等の高粘度浮遊物回収装置など)

「観光・おもてなし」(QRコードを活用した多言語翻訳サービスなど)

「安全・安心、防災」(ヘルメット装着型バイク用ドライブレコーダーなど)

「文化・教育・その他」(紙のように折ることができる金網製折り紙など)

(2) 製品・技術、サービスの開発が終了し、**平成29年7月1日までに日本国内において自** 社名義で販売又は提供を開始している製品・技術、サービス

(中小企業団体等であれば団体名義、中小企業グループであれば、応募したグループのいずれかの企業名義)

(3) 商品化から5年未満(平成24年7月1日以降)の製品・技術、サービス

4 応募資格

応募資格は、次の条件をすべて満たす都内の中小企業者です。

- (1) 都内に主たる事業所を有し事業を営む中小企業、中小企業団体等、代表企業が都内に主たる事業所を有する中小企業グループまたは個人事業主
- (2) 別紙1の業種に該当しない中小企業、中小企業団体等、中小企業グループまたは個人事業主
- (3) 応募製品・技術、サービスについての技術上・製造上の責任を負うことのできるもの。
- (4) 次に掲げる除外事由に該当しないもの
 - ・過去5年の間に法令等に違反した事実のあるもの、また法令等に違反するおそれがあ るもの
 - ・暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。)に該当するもの。また、代表者、役員又は使 用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等(条例第2条第3号に規定する暴力 団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当するもの
 - ※「主たる事業所」とは、具体的には次のいずれかの場合です。
 - ・本店所在地が都内に登記されていて、事業活動を行っていること。
 - ・上記以外の場合、法人事業税において、都内の事業所等における分割基準の割合が最も 高いこと。
 - ・個人事業主の場合は、確定申告書や住民票記載事項証明書により都内に主たる事業所を 有すると認められるもの
 - ※ 中小企業団体等とは、中小企業等協同組合法に基づく組合(事業協同組合等)又は中小企業団体に関する法律に基づく中小企業団体(協業組合等)であって、その構成員の半数以上が都内に主たる事業所を有する中小企業であるもの
 - ※ 中小企業グループとは、複数の中小企業者等で構成するグループで、次の要件をすべて 満たすもの
 - ・都内に主たる事業所を有する企業を代表企業として設定し、代表企業がグループを代表 して応募用紙を提出の上、代表して開発・販売等奨励金を受領すること。
 - ・代表企業が、グループ構成企業と共同事業の実施に係る契約等を締結していること。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金	常時雇用する従業員
①製造業・建設業・運輸業・ソフトウ		
ェア業・情報処理サービス業・その他	3億円以下	300人以下
の業種(②~④を除く)		
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

5 世界発信コンペティション各賞及び開発・販売等奨励金

各賞は次のとおりです。

【製品・技術(ベンチャー技術)部門】

- (1) 東京都ベンチャー技術大 賞・・・300万円 (1企業)
- (2) 東京都ベンチャー技術優秀賞・・・150万円(2企業程度)
- (3) 東京都ベンチャー技術奨励賞・・・100万円(2企業程度)
- (4) 東京都ベンチャー技術特別賞・・・ 50万円 (10企業程度)

【サービス部門】

- (1) 東京都革新的サービス大 賞・・・300万円(1企業)
- (2) 東京都革新的サービス優秀賞・・・150万円(2企業程度)
- (3) 東京都革新的サービス奨励賞・・・100万円(2企業程度)
- (4) 東京都革新的サービス特別賞・・・ 50万円 (10企業程度)

また、各賞受賞企業の中から、女性経営者や開発者等を対象として以下の賞を贈呈します。なお、該当がない場合もあります。

女性活躍推進知事特別賞・・・記念品(若干名)

6 審 査

審査は、部門ごとに、各分野の専門家や有識者等からなる審査委員によって審査会を組織し、 審査基準に基づいて行います。ただし、応募企業と明らかな利益相反の関係にあると認められ る審査委員は、当該企業の審査には関与しません。審査会は非公開です。審査結果・内容につい てのお問合せには一切お答えできませんので、予めご了承ください。

(1)審査基準

「新規性・創造性」「完成度」「独自性」「市場性」「成長性」について、極めて高い水準にあると判断されるものを受賞の対象とします。

【製品・技術(ベンチャー技術)部門】

① 新規性・創造性

創造的なアイデアに富んだ新しい製品・技術開発である

- ・従来にない要素があり、新規性に富んでいる
- ・業界等において既に普及しているものではない
- ・高度な技術を活用している
- ・創造的なアイデアに富んでいる
- ② 技術的完成度

完成度の高い製品・技術開発である

- ・品質・性能において従来のものと比較して優秀である
- ・技術的な波及効果が期待できる
- 安全性・安定度・信頼性が高い
- ・使用環境への配慮が行き届いている

- ③ 独自性
 - ・自社で開発した製品・技術である
 - ・自社の製品・技術として独占的に活用している (知的財産権の活用等)
- ④ 市場性

市場性の高い製品・技術開発である

- 社会のニーズに応えている
- ・価値に見合う価格である
- ・量産に適している
- ・経済的効果が期待できる
- ⑤ 成長性
 - ・応募製品・技術開発により事業や雇用が拡大できる
 - ・地域の産業の発展を導いている
 - ・国内のみならず、世界への発信が期待できる

【サービス部門】

- ① 新規性・創造性
 - ・従来にない画期的なサービスである
 - ・人々をわくわく・感動させるような創造性のあるサービスである
- ② 完成度
 - ・品質において従来のものと比較して優秀である
 - すぐに使用・活用できる
 - ・波及効果が期待できる
- ③ 独自性
 - ・自社(又は自社を含むグループ)で開発したサービスである
 - ・顧客の問題を解決するための独自性のある資源(知的財産権、ノウハウ等)が含まれている
- ④ 市場性
 - 社会のニーズに応えている
 - サービスの持続的な提供ができる
 - ・地域経済への効果が期待できる
- ⑤ 成長性
 - ・応募サービスにより、従業員、顧客の満足度が高まり雇用の拡大が期待できる
 - ・国内のみならず、世界への発信が期待できる

(2)審査方法

①一次審查(書類審查)

応募されたすべての製品・技術、サービスについて、応募時に提出していただく資料について、専門家・有識者等による一次審査を行います。

- ②二次審査 (プレゼン審査)
 - 一次審査を通過した製品・技術、サービスについて、二次審査をプレゼン形式で行います。
 - ア 以下の資料を提出いただく場合があります。

・法人事業税に関する書類

「確定申告書」(第6号様式)

「課税標準の分割に関する明細書」(第10号様式)等

(http://www.tax.metro.tokyo.jp/shomei/index-z1.htm)

- ・その他 事業所等の所在地確認書類など。
- ・製品・技術、サービスの特徴を示す資料(プレゼン資料等)
- ・品質、性能、安全性などに関する試験成績書や取扱説明書、使用環境、稼働状態など を示す資料など。
- イ 審査会場へ製品等を宅配便などで送ることはできません。
- ウ 必要に応じて知的財産権の確認や、本社・製造工場等への企業訪問を行う場合があります。
- エ 二次審査を通過した企業の方々には、三次審査会用の審査資料の作成をお願いしております。詳細は二次審査の結果通知と併せてお知らせいたします。
- ③三次審査(表彰候補審査)
 - 二次審査を通過した製品・技術、サービスについて、専門家・有識者等が審査を行い、表 彰候補を決定します。
- ④審査結果
 - 三次審査終了後、表彰式までに審査結果を通知します。

7 表彰式(予定)

2017年「世界発信コンペティション」受賞製品・技術、受賞サービスの発表は、『産業交流展2017』会場で行う予定です。また、表彰式において、大賞・優秀賞・奨励賞受賞者につきましては、会場内特設ステージで東京都知事から表彰状及び副賞の贈呈を行います。

表彰式のご連絡は、最終結果を応募者に通知する際に、あわせて送付します。

月 日:平成29年11月15日(水)

会 場:『産業交流展2017』(東京ビッグサイト・江東区有明3丁目)

8 広報活動等

(1)展示会の開催

二次審査を通過した製品・技術、サービスは、東京ビッグサイトで開催される「産業交流展2017」においてご出展いただきます。小間料はコンペティション主催者の負担です。

産業交流展における展示は、原則として「世界発信コンペティション」にご応募いただいた 製品・技術、サービスの展示とさせていただきます。

(2) 製品・技術、サービス情報の取り扱い

二次審査を通過した製品・技術、サービスについては、応募用紙に記載されている情報を、表彰式や報告書などの公表用データとして使用しますので、公表可能なデータをご提出ください。応募時以降に応募用紙の記載事項について変更が生じた場合は、速やかに「記載変更届」を提出して下さい。

なお、受賞された場合は、受賞者の承諾を得た範囲で、その製品・技術、サービスの情報が 一般に公開されますので、写真等の使用にあたっては、必ず権利者の承諾を得た上でご応募く ださい。

(3) パンフレットの発刊

すべての受賞製品・技術、受賞サービスをまとめたパンフレットを発刊する予定です。 受賞した製品・技術、サービスについては掲載に必要な写真と原稿の提出をお願いします。

(4) その他広報活動

東京都産業労働局ホームページ (http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/) や中小企業世界発信プロジェクト2020ホームページ (https://www.sekai2020.tokyo/) において表彰式の模様とすべての受賞企業名及び製品・サービス名等を公開します。また、東京都の主催する展示会などで広報を行います。

9 受付方法

(1) 応募受付期間

平成29年3月6日(月)~平成29年5月26日(金) 17時必着 (受付時間:平日9時~12時、13時~17時)

(2)提出方法

持参または郵送、宅配便等(応募締切日までに必着)

(3) 必要な書類

①応募用紙	3部
※代表者印を必ずご捺印ください。	(正本1部、写2部)
②履歴事項全部証明書	3 部
(個人事業主の方は「確定申告書」の写しと「住民票記載事項証明書」)	3000000
(中小企業団体等の場合は組合の定款、組合員名簿及び総会議事録)	(正本1部、写2部)
③最近2営業期間の決算書	
(損益計算書、貸借対照表及び附属明細書)	各3部
※無い場合は、事業内容と事業用資産の概要を記載した書類	
(中小企業団体等の場合は、組合の最近2営業期間の損益計算書、貸借	
対照表及び附属明細書)	
④製品・技術、サービスのカタログ・パンフレット	
※作成していなければ提出不要	各 3 部
※3部のうち2部は、複写でも結構です。ただし、カラーの資料がある	
場合は、可能な限りカラーで複写のうえ添付してください。	
⑤知的財産に関する書類の写し	
(出願明細書、公開公報、実施許諾契約書 等)	各3部

- ※提出された書類やサンプル等は返却いたしません。
- ※全ての書類は、原則A4サイズでご提出願います。
- ※中小企業グループの場合、応募用紙にグループ構成員を記載の上、グループ全員の②、 ③及び共同事業の実施にかかる契約書等の写しが必要です。

(4)提出先

【製品・技術(ベンチャー技術)部門】

東京都 産業労働局 商工部 創業支援課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎30階中央

【最寄駅】 都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」、JR「新宿駅」ほか

【サービス部門】

公益財団法人 東京都中小企業振興公社 事業戦略部

中小企業世界発信プロジェクト事務局

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル9F

【最寄駅】 JR「秋葉原駅」ほか

(5)注意事項

- ①応募製品・技術、サービスについての技術上・製造上の責任を負うことのできる中小企業者による応募とします。
- ②応募には、所定の用紙(様式)にパソコン等を用いて作成ください。

10 2017年開催スケジュール(予定)

応募受付期間・・・・・・・・・3月6日(月)~5月26日(金)

- 一次審査(書類審査)・・・・・・・5月末~6月下旬
- 二次審査(プレゼン審査)・・・・・7月下旬
- 企業訪問等・・・・・・・・・8月上旬~下旬
- 三次審査(表彰候補審査)・・・・・・9月上旬

表彰式・・・・・・・・・・・11月15日(水)(予定)

11 受賞者に対する支援

- (1) 二次審査を通過した製品・技術、サービスについては、11月15日から11月17日まで東京ビッグサイトで開催される「産業交流展2017」にブースを設け、PRを行っていただきます。小間料は、コンペティション主催者が負担いたします。
- (2) 産業労働局ホームページや中小企業世界発信プロジェクト2020ホームページ等で 受賞製品・技術、受賞サービスを紹介するPR動画を作成するほか、パンフレットを作 成し、関係団体等に配布します。
- (3) 希望する受賞企業は、受賞製品等PRのために受賞ロゴマークを使用することができます。
- (4) 販路拡大を目指す企業者の方々には、ビジネスナビゲータ(マーケットサポート事業) への紹介を行います。
- (5) 都の制度融資「産業力強化融資(チャレンジ)」に申込みをすることができます。 (ただし、保証協会の審査があり、融資を受けられない場合もあります。)
- (6) その他、公益財団法人東京都中小企業振興公社等の各種施策を通じて、経営及び技術 面でのアドバイス、マーケティング支援を行います。

12 留意事項

①特許権などの取り扱い

特許権・意匠権・商標権・著作権などの知的財産権に関する責任、品質や安全性などに関する責任は、応募者が負うものとします。

②書類不備の取り扱い

書類に不備がある場合は、再提出を求めることがあります。また、指定期間内に書類が整備されない場合には無効となります。

- ③申込み情報の取り扱い
 - 都が行う各種事業のご案内送付やアンケート調査依頼等を行う場合があります。
 - ・上記業務以外での第三者への情報提供は行いません。
- ④受賞の取り消しについて

受賞企業が以下のいずれかに該当した際は、受賞を取り消す場合があります。

- ・世界発信コンペティションの目的を著しく損なうような行為若しくは虚偽の事実や記載 があったと認められる場合
- ・法令違反など、社会通念上受賞企業とすることがふさわしくなく、また公益財団法人東京都中小企業振興公社及び東京都の事業に対する信用を失墜させる行為があったと認められる場合
- ・受賞製品・技術、受賞サービスについて、特許権等の侵害など重大な障害があると認め られる場合
- ・ロゴマーク取扱要領の規定に反するロゴマークの使用が認められる場合

13 事務局

【製品・技術(ベンチャー技術)部門】

東京都 産業労働局 商工部 創業支援課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎30階中央

電 話 (03) 5320-4763

FAX (03) 5388-1462

【サービス部門】

公益財団法人 東京都中小企業振興公社

事業戦略部 中小企業世界発信プロジェクト事務局

住 所 〒101-0024

東京都千代田区神田和泉町1-13 神田和泉町ビル9F

電 話 (03) 5822-7239

FAX (03) 5822-7238

別紙1

応募対象外業種(平成25年10月改定「日本標準産業分類」による)

(1)「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により規制の対象となるもの
(2)金融業・保険業
(3)競輪・競馬等の競走場、競技団
(4)芸ぎ業、芸ぎ斡旋業
(5)興信所
(6)集金業、取立業
(7) 易断所、観相業、相場案内所
(8)宗教団体
(9)政治·経済·文化団体
(10)行政サービス
(11)その他公序良俗に反する事業